

令和5年度環境省入札監視・契約適正化委員会定例会審議概要

開催日及び場所	令和6年1月18日(木) 共用第1会議室	
出席委員 <50音順・敬称略>	大久保規子(大学教授)、寺浦康子(弁護士)、 田路至弘(弁護士)、東田親司(大学教授) 保坂もえ(公認会計士)、蓑輪靖博(大学教授)	
審議対象期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日	
入札・契約方式	(件数)	抽出案件 <5件>
随意契約	5件	<ul style="list-style-type: none"> ① 令和4年度～令和5年度温室効果ガス観測技術衛星2号の運用委託業務(随意契約/特命随契) ② 令和4年度二酸化炭素貯留適地調査事業委託業務(随意契約/参加者確認公募) ③ 令和4年度環境再生事業等の理解醸成等に関する効果検証業務(随意契約/企画競争) ④ 令和4年度福島県沖等における放射性物質モニタリング業務(随意契約/不落随契) ⑤ 令和4年度絶滅危惧種の保全技術に係る調査検討委託業務(随意契約/参加者確認公募)
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	■意見・□質問	回答等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	<u>意見の具申又は勧告はなし</u>	

(別紙)

委員からの意見・質問、それらに対する回答等

抽出案件	■意見・□質問	回 答 等
①令和4年度～令和5年度温室効果ガス観測技術衛星2号の運用委託業務	■再委託費の積算金額について妥当性の検証が不十分ではないのか。例えば、一式3億9,100万円というものもあり、十分な精査がなされたとはいえない。	再委任等を必要とする理由、再委託先の選定理由及び積算金額の根拠となる再委託先の見積書を確認するとともに、必要に応じて受託者へヒアリングを行っている。
	□再委託のうち、例えば三菱スペース・ソフトウェア株式会社（現三菱電機ソフトウェア株式会社）について、前期の委託業務において同社が保有するに至った非公開の設計情報等が委託業務の遂行に必要であることを理由とした随意契約となっているが、そのような設計情報等は委託者に帰属させなければ競争原理が働かなくなるのではないかと。 ■例外的に受託者に知財の権利を留保させてよいこととする場合のルールを明確化すべきである。	GOSAT-2 利用研究系システム内の高次処理システムの設計情報及び当該設備での雲判別プログラム組込みに関する知見については、当該会社が設計及び開発段階から一貫して関わる中で得た独自のノウハウが蓄積されたものであるため、随意契約にならざるを得ない部分がある。 (以下、後日追加回答分) 研究開発分野は、産業技術力強化法に基づき、ルールが定められている。本件については、権利保有は受託者となる。
②令和4年度二酸化炭素貯留適地調査事業委託業務	□契約相手先は契約金額の8割を外注（再委託）している地球科学総合研究所ではだめなのか。日本 CCS 調査である必要があるのか。 ■担当業務に合わせて契約を分割し、それぞれ直接の委託契約を締結すべきである。	地球科学総合研究所は 3D 弾性波探査によるデータの取得・解析等を実施しているが、日本 CCS 調査はその解析結果に加えて、他の調査事項等も踏まえた総合的な分析を実施しているため、多様な専門性を持つ日本 CCS 調査である必要がある。
	□人件費の妥当性について、主任・課長より部長の時間数が多いのはなぜか。また、賞与等の妥当性・合理性を確認しているか。	業務内容から、高度な技術力と専門知識を有する技術者（部長）が多く必要であるため。 賞与は就業規則により経理の状況等も踏まえて定めることとされており、賞与の支給基準等についても日本 CCS 調査株式会社の内部資料で適切に算定されているものと承知している。

	<input type="checkbox"/> 再委託費の積算金額の精査が不十分ではないのか。	受託者が相見積もり等により算出した外注費の積算金額を環境省の規程に沿って適切に精査している。
③令和4年度環境再生事業等の理解醸成等に関する効果検証業務	<input type="checkbox"/> 業務内容からして、参入できる業者は他にいないのか。なぜ一者でずっと続いてきたのか。	放射性物質を取り扱う環境再生事業に関する国民の理解を深めて行くには、どのような情報提供を行うことが最も効果的であるか様々な観点から調査し、それらを総合的に検討し、戦略的に広報業務を実施していく必要があることから、専門的な知見を有する事業者から幅広く提案を求め、業務の目的に最も合致し優秀な提案を行った事業者を契約相手方として選定する方法として、企画競争方式をとることとしていた。 その中で、企画書等の書類を提出した者は一者（株式会社電通）であり、企画書審査委員会にて内容を審査したところ、本業務に対する理解度や実施方法等の提案の点で高く評価され、契約候補者として相応しいものと判断されたため、一者応札となっていた。 令和6年度からは、これまでの契約者以外の事業者を含め、事業者間の競争が働くよう、業務を分割し発注していく。
	<input checked="" type="checkbox"/> 効果の検証について、本来第三者が効果検証すべきである。	本契約の下で実施する理解醸成に係る各種取組の実施に際して、企画・実施・評価・改善（PDCA）を都度行っていくことで、より効果的な新たな取組をスピード感を以て展開することができるよう、効果検証の業務も本契約の中に盛り込むこととしたものである。 加えて、理解醸成の取組状況については、有識者検討会（コミュニケーション推進チーム）において適時ご報告した上で、専門的知見から御意見をいただき、効果的な施策

		の企画・実施に取り組むこと としている。
	□子会社は指名停止にならない のか。また、指名停止措置が終 わった後は、何らかの追加的 な、より厳密な審査の対象には なるのか。	持ち株会社の下に並列でグ ループ企業があっても法人格 の異なる別企業であり、指名 停止の対象とはならない。 指名停止措置が明けた後 は、総合評価競争などの技術 点の減点などはない。
④令和4年度福島県 沖等における放射性 物質モニタリング業 務	特になし	
⑤令和4年度絶滅危 惧種の保全技術に係 る調査検討委託業務	特になし	